

【概要版】

第3次太宰府市男女共同参画プラン

(令和5年度～令和9年度)



～だれもがいきいきと輝くまちづくりをめざして～

令和5年3月 太宰府市

目的及び基本理念

太宰府市男女共同参画プランは、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づいて行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進を図るために今後の目標と施策の方向性、事業の内容を明らかにするものです。

第3次プランは、令和4年度に最終年度を迎える第2次プランの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行いました。プランの基本理念や柱となる目標は継承しつつ、見直しで明らかとなった成果と課題を踏まえて「第3次太宰府市男女共同参画プラン」を令和5年3月に策定しました。

太宰府市男女共同参画推進条例の5つの理念

- ◆ 一人ひとりの人権の尊重
- ◆ 性別による固定的な役割分担などが、活動の選択に影響を及ぼさないように配慮
- ◆ 政策または方針の立案及び決定への共同参画
- ◆ 家庭生活とその他の活動との両立
- ◆ 国際的協調

第3次プランの性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び太宰府市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画です。

国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに関連する個別計画との整合性を図りながら策定した、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための指針となるものです。

なお、目標2の施策の方向4から7は、「女性活躍推進法」に規定する市町村計画を、また、目標3の施策の方向9は「配偶者暴力防止法」に規定する市町村計画を兼ねるものとします。

計画の期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。
但し、社会情勢等の変化により見直す場合もあります。

第3次プランの体系

太宰府市男女共同参画推進条例・だれもがいきいきと輝くまちづくりをめざして

目標	SDGs 303	施策の方向	施策
1 男女共同参画の啓発・社会実現	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革 2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実 3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ①学校等における男女共同参画の推進 ②家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進 ①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あらゆる分野で活躍できる環境づくりがともに	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※ 1 5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※ 1 6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※ 1 7 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援 ※ 1 8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④政策への参画機会の拡大 ⑤政治分野における男女共同参画の推進 ①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援 ①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②ワーク・ライフ・バランスの理解促進 ①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援 ①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野における男女共同参画の推進
3 暮だれもが安心して暮らせる社会の実現	5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう	9 配偶者等からの暴力の根絶 ※ 2 10 生涯を通じた健康支援 11 共生社会への推進	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と支援体制の充実 ④女性が被害を受けやすい犯罪への対応 ①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組 ①多様な立場の人々への理解促進 ②生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる支援
プランの推進体制			①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

※ 1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※ 2 目標3の施策の方向9は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※ 3 計画の各目標に関連するSDGsのアイコンを示している。

プランの柱

だれもがいきいきと輝くまちづくりをめざして

目標1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育

固定的な性別役割分担意識を解消するため、学校、家庭等における教育、学習を充実させるとともに、男性や若者世代への理解促進を進めます。

目標2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、様々な分野でだれもがともに活躍ができるように環境の整備を進めます。

目標3 だれもが安心して暮らせる社会の実現

男女共同参画の基盤である人権の尊重と健康支援を図り、困難を抱える人を支援し、多様性を活かした共生社会を進めます。

成果指標

3つの取組目標に成果指標を設け、男女共同参画社会実現に向けての施策を推進します。

取組目標	成果指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
目標1	社会全体で見た場合男女の地位について「平等になっている」と感じている市民の割合	13.8%	40.0%
	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	59.5%	70.0%
目標2	審議会等における女性委員の登用率	26.1%	40.0%
	市の管理職における女性の割合	15.6%	20.0%
	自治会長における女性の割合	6.8%	15.0%
目標3	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	65.9%	40.0%
	上の相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」と回答した割合	37.6%	20.0%
	「あらゆる人権が尊重されていると思う人」の割合	78.1%	83.0%